

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月21日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第25号

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和40年瀬戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (法人税割の税率の特例) 第23条の2 <u>令和6年10月1日</u> から開始し、 <u>令和11年9月30日</u> までの間に終了する各事業年度分の法人税割に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第34条の4の規定にかかわらず、100分の8.4とする。 2から6まで <省略>	附 則 (法人税割の税率の特例) 第23条の2 <u>令和元年10月1日</u> から開始し、 <u>令和6年9月30日</u> までの間に終了する各事業年度分の法人税割に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第34条の4の規定にかかわらず、100分の8.4とする。 2から6まで <省略>

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。